

○那珂市公共下水道事業受益者負担に関する条例

昭和62年12月17日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、水戸・勝田都市計画下水道事業として市が行う那珂市公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定による受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の処理区域内において、市街化区域内に存する土地の所有者及び市街化調整区域内に存する建築物（農業用倉庫等は除く。以下同じ。）の敷地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は賃貸借若しくは使用貸借による権利（一時使用のため設定された地上権、質権又は賃貸借若しくは使用貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、賃借人又は使用貸借による権利の借主をいう。

2 前項の土地及び敷地の所有者とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地課税台帳又は不動産登記法（明治32年法律第24号）第14条に規定する土地登記簿に所有者として登録又は登記されている者をいう。この場合において、所有者として登録又は登記されている個人が第4条の告示の日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登録又は登記されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地を現に所有している者をいうものとする。

3 下水道事業者の職務を行う市長（以下「事業者」という。）は、賦課区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要と認められるときは、換地処分が行われたものとみなして、第1項の受益者を定めることができる。

(負担区)

第3条 事業者は、都市計画法第62条第1項（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された公共下水道事業の事業区域のうち、受益者から負担金を徴収しようとする区域（以下「負担区」という。）を定め、これを遅滞なく告示しなければならない。また、これを変更するときも同様とする。

(賦課対象区域及び賦課対象地の告示)

第4条 事業者は、受益者負担金を賦課しようとするときは、その年度の当初に負担区のうち受益者負担金を賦課しようとする次に掲げる区域及び土地を定め、これを告示しなければならない。

(1) 市街化区域 賦課対象区域

(2) 市街化調整区域 賦課対象地
(受益地の申告)

第5条 前条の規定により告示された賦課対象区域内に存する土地に係る受益者は、事業者が定めるところにより、その受益地（受益者が賦課対象区域内に所有権を有し、又は地上権等を有する土地（市街化調整区域においては敷地）をいう。以下同じ。）について申告をしなければならない。

(受益者負担金の額)

第6条 受益者が負担すべき受益者負担金の額は、負担区ごとに別表第1に定める1平方メートル当たりの額に、第4条の告示の日現在における当該受益者の受益地の面積を乗じて得た額とする。

2 前項の受益地の面積は、第2条第2項の土地課税台帳又は土地登記簿に登録又は登記されている地積とする。

3 第1項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(賦課)

第7条 事業者は、第4条の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに前条の規定により算出した額を受益者負担金として賦課するものとする。

2 事業者は、第4条の告示の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、受益者負担金を賦課することができない。ただし、前条の規定による告示の日以後、市街化調整区域内において新たに受益者となった者については、その都度、受益者負担金を賦課するものとする。

(賦課通知)

第8条 事業者は、前条第1項の規定により受益者負担金を賦課する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によって同項の受益者に通知するものとする。

(1) 受益地の面積

(2) 賦課する受益者負担金の額

(3) 受益者負担金を減免する額

(4) 受益者負担金の徴収を猶予する額

(5) 第2号の受益者負担金の額から前2号の合計額を差し引いた額（以下「納付すべき受益者負担金の額」という。）

(6) 第11条第2項に規定する納期負担金額及びその納期

(分割徴収及び一括納付)

第9条 事業者は、前条の規定により通知した受益者から、同条第5号の納付すべき受益者負担金の額の区分に応じ、次表右欄に掲げる年数に分割してその受益者負担金を徴収するものとする。ただし、当該受益者が一括納付（当該受益者がその納付すべき受益者負担金の額のうち到来した納期に係る受益者負担金を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る受益者負担金をあわせて納付することをいう。以下同じ。）の申出をしたときは、この限りではない。

納付すべき受益者負担金の額の区分	年数
------------------	----

40,000円未満	1
40,000円以上80,000円未満	2
80,000円以上160,000円未満	3
160,000円以上300,000円未満	4
300,000円以上	5

2 受益者は、前項ただし書の規定により一括納付の申出をしたときは、受益者負担金を一括納付することができる。

(一括納付報奨金)

第10条 事業者は、前条第2項の規定により受益者が受益者負担金を一括納付したときは、納期前に納付した受益者負担金の額に、別表第2の上欄に掲げる納期前に納付した納期数に応じ、同表の下欄に掲げる数を乗じて得た額(その額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円)を一括納付報奨金として当該受益者に対し交付するものとする。

2 前項の一括納付報奨金は、次の各号の一に該当する受益者については、これを交付しない。

(1) 到来した納期に係る受益者負担金の額のうち未納の受益者負担金がある受益者

(2) 国又は地方公共団体

3 第1項の一括納付報奨金に10円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を交付しない。

(納期等)

第11条 第9条第1項本文の規定により事業者が分割して受益者負担金を徴収する場合において、各年度における受益者負担金の納期は、次のとおりとし、各納期における納付期限は、各納期の末日とする。

納期の区分	納期
第1期	6月1日から6月30日まで
第2期	9月1日から9月30日まで
第3期	11月26日から12月25日まで
第4期	3月1日から3月31日まで

2 前項の場合において、受益者が一の納期に納付しなければならない受益者負担金の額(以下「納期負担金額」という。)は、第8条第5号の納付すべき受益者負担金の額に、その納付すべき受益者負担金の額の区分に応じ、次表右欄に掲げる数を乗じて得た額とする。

納付すべき受益者負担金の額の区分	乗ずる数
40,000円未満	4分の1
40,000円以上80,000円未満	8分の1
80,000円以上160,000円未満	12分の1
160,000円以上300,000円未満	16分の1
300,000円以上	20分の1

3 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金

額すべては、分割した年度の最初の年度における第1期の納期負担金額に合算する。

(減免)

第12条 事業者は、国又は地方公共団体が公共の用に供している土地に係る受益者の受益者負担金を徴収しないものとする。

2 事業者は、次の各号の一に該当する受益者の受益者負担金を軽減又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(3) 地方公共団体がその公営企業の用に供している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、土地の状況により特に受益者負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

3 前項の規定により受益者負担金の減免を受けようとする者は、あらかじめ、事業者が定めるところにより、申請書を事業者に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第13条 事業者は、次の各号の一に該当する場合においては、受益者負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益地の状況により受益者負担金を徴収することが不合理であり、かつ、その徴収を猶予するほうが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより当該受益者がその受益者負担金を納付することが困難であるため、その徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の規定により受益者負担金の徴収猶予を受けようとする者は、あらかじめ、事業者が定めるところにより、申請書を事業者に提出しなければならない。

3 前2項の規定により受益者負担金の徴収猶予を受けた受益者は、当該徴収猶予の理由が消滅したとき又は市街化調整区域内において用途上不可分の関係にある一団の宅地に新たに建築物を建築したときは、直ちにその旨を事業者に申告しなければならない。

(徴収猶予の取消)

第14条 事業者は、前条第1項の規定により受益者負担金の徴収を猶予している受益者について同項各号の一に該当しなくなったと認めたときは、受益者負担金の徴収猶予を取り消す旨を当該受益者に通知するものとする。

(徴収猶予の取消に係る受益者負担金の一括納付)

第15条 第13条第1項に係る受益者は、前条の通知を受けたときは、その徴収猶予の取消に係る受益者負担金を一括して納付しなければならない。ただし、事業者が特にやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(受益者の変更)

第16条 第4条の告示の日後、受益者の変更があった場合において、新たに受益者となった者は、当該変更について当事者の一方又は双方がその旨を事業者届け出たときは、従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第8条第5号の納付すべき受益者負担金の額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者がこれを納付するものとする。

(延滞金の額)

第17条 受益者は、第11条第1項に規定する納付期限後にその受益者負担金を納付する場合においては、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該受益者負担金の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、年14.5パーセント（当該指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 事業者は、受益者が前項の納付期限までに受益者負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金額を軽減又は免除することができる。

(認可区域外流入に係る分担金)

第18条 事業者は、都市計画法第59条第1項の規定に基づき公共下水道に係る都市計画事業の認可を受けた区域外の区域に存する土地のうち、那珂市公共下水道条例（昭和62年那珂町条例第15号）第20条の規定により公共下水道への下水の排除を認めたもの（以下「認可区域外流入地」という。）については、その所有者（地上権者等の目的となっている認可区域外流入地にあつては、所有者及び地上権者等を有する者のうちから、これらの者が協議して定めた者）から分担金を徴収するものとする。

2 分担金の額は、次に定める1平方メートル当たりの額に、認可区域外流入地の面積を乗じた額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 市街化区域 1平方メートル当たり 500円

(2) 市街化調整区域 1平方メートル当たり 790円

3 事業者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を当該分担金を納付する者に通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。この場合において、第10条に規定する一括報奨金は交付しない。

5 第12条の規定は、分担金の減額又は免除について準用する。

6 第5条及び第7条の規定は、認可区域外流入地が賦課対象区域となった場合については、適用しない。

(事業者への委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、事業者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（平成11年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第31号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第58号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月21日から施行する。

(瓜連町の編入に伴う経過措置)

- 2 瓜連町の編入の日前に、瓜連町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年瓜連町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、平成16年度に限り、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第31号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第24号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第35号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那珂市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定、第2条の規定による改正後の那珂市介護保険条例附則第6条の規定、第4条の規定による改正後の那珂市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定及び第5条の規定による改正後の那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
菅谷第1負担区	500円
菅谷第2負担区	790円
菅谷第3負担区	790円
那珂西部工業団地負担区	500円
寄居工業地域負担区	500円
神崎工業専用地域負担区	500円
神崎第1負担区	790円
額田第1負担区	790円
額田第2負担区	790円
五台第1負担区	790円
五台第2負担区	790円
戸多第1負担区	790円
木崎第1負担区	790円
瓜連第1負担区	540円
瓜連第2負担区	540円
瓜連第3負担区	540円
瓜連第4負担区	540円
瓜連第5負担区	790円
瓜連第6負担区	540円

別表第2 (第10条関係)

一括納付報奨金交付率

納期前に納付した納期数	3	7	11	15	19
乗ずる数	0.02	0.04	0.06	0.08	0.10